

一般社団法人フーズカンパニー・アルテ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人フーズカンパニー・アルテと称し、英文では、F's Company ARTEと表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長崎県長崎市宝町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、文化及び芸術の振興を目的とし、その目的の資するため、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 演劇というツールを使いワークショップを行い、コミュニケーション力や表現力を育成することを目的とする事業。

(2) 劇場や文化施設の運営及び、それらの施設で作られる演劇公演や音楽公演などの舞台芸術の制作業務を行う事業。

(3) 劇作家、演出家、役者並びに舞台美術、照明、音響、衣裳及び制作を担当する者を派遣する事業。

(4) 文化及び芸術の振興を目的とした催事を主催する事業。

(5) 劇団 F's Company の舞台公演及び表現活動に伴う制作業務を行う事業。

(6) 前各号に附帯又は関連する事業。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条　社員はいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条　当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な理由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第8条　社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章　社員総会

(開催)

第9条　定時社員総会は、毎年4月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第10条　社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2　社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第11条　社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第12条　社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役 員

(役員)

第15条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第16条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することは妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第22条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第23条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第24条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議。
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る）。
- (4) 破産手続開始の決定。
- (5) その他法令で定める事由。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第26条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	福田修志
設立時理事	田中恵
設立時代表理事	福田修志

(設立時社員の氏名及び住所)

第27条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所	長崎市淵町7番9号	松尾ビル202
設立時社員	福田修志	
住所	長崎市西山4丁目537番地3	西山ハイツB201号
設立時社員	田中恵	

(法令の準拠)

第28条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人フーズカンパニー・アルテ設立のため本定款を作成し、設立時社員が署名押印する。

平成27年9月22日

設立時社員 福田修志

設立時社員 田中恵